

## 保育の必要性の認定の内容

認定事由		認定期間
就労	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の就労が常態である場合	保育を必要とする期間
妊娠・出産	出産のために保育が困難である場合	出産（予定）日の 2 か月前の月の初日から、出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障害	入院、精神性または感染性の疾病、その他の通院や自宅安静が必要で保育が困難である場合、障害者手帳等の交付を受けている場合	保育を必要とする期間
介護・看護	月 48 時間以上の介護・看護が常態である場合	
災害復旧	災害（火災・風水害等）の復旧にあたっている場合	
求職活動	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の求職活動が常態である場合	3 か月間
就学	月 12 日以上、かつ、1 日 4 時間以上の就学が常態である場合 対象となるのは、学校教育法に定める学校、職業訓練学校等に通っている場合です。	卒業または修了予定日の属する月の末日まで
育児休業	育児休業取得時に既に幼稚園の長時間の預かり保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合	育児休業対象児童が 2 歳になる月の末日の前日まで
その他	上記の他、保育を必要とする場合	保育を必要とする期間

3 号認定については、住民税が非課税である期間のみ認定します。

## 保育の必要性の認定に必要な書類

認定事由	必要書類
就労	就労証明書（練馬区保育課様式）
妊娠・出産	母子健康手帳の分娩予定日の記載のあるページの写し（練馬区の場合 P4）
疾病・障害	診断書（家庭で保育ができない旨や療養期間（見込み）が記載されたもの）、身体障害者手帳等の写し
介護・看護	介護状況報告書（練馬区保育課様式）および被介護者に関する書類（被介護保険証等の写し等）
災害復旧	罹災証明書の写し
求職活動	求職活動申告書（練馬区保育課様式）
就学	在学証明書（学生証）および時間割の写し
育児休業	就労証明書（練馬区保育課様式）

（1）必要書類のうち練馬区保育課様式は、練馬区ホームページからダウンロードできます。

（2）上記を参考に、家庭の状況にあわせた必要書類をご用意ください。